

ism campus 会員利用規程

この利用規程は、ism campus 会員に提供される施設（以下「本施設」といいます。）、本施設の利用に伴い提供されるサービス（以下「本件サービス」といいます。）の内容、利用料金及び利用上の順守事項を定めた規則（以下「本利用規程」といいます。）であり、本施設及び本件サービスを利用する者（以下「利用契約者」といいます。）は、本利用規程に従って本施設及び本件サービスの提供を受けるものとします。

第1条（利用目的）

利用契約者は、株式会社 ism（以下「サービス提供者」といいます。）が運営管理を行うコワーキングスペース（以下「ワークスペース」といいます。）をコミュニティコワーキングスペースとして利用することができます。

第2条（契約の性質）

本利用規程はサービス提供者と利用契約者との間の施設利用契約を定めるものであり、利用契約者がサービス提供者及び第三者に対してワークスペースの占有権、借家権、賃借権、その他通常の建物賃貸借契約によって発生するいかなる権利も主張することが出来ないものとします。

第3条（利用資格）

1. 本施設及び本件サービスの提供を受けることができる者は、ism campus 会員に限られます。ism campus 会員になろうとする者は、サービス提供者所定の入会申込書に必要事項を記載し、会員登録を行った上で、本利用規程第6条第2項に定める各利用プランに応じた利用料金を支払う必要があるものとします。なお、会員登録に際しては、サービス提供者による審査が行われ、サービス提供者の裁量により会員登録をお断りすることがあり、申込者は審査結果に対し一切異議申し立てをすることはできないものとします。
2. ism campus 会員の会員登録日は、本施設及び本件サービス利用開始日と同日とします。
3. 本施設及び本件サービスの利用は、次のいずれかに該当する場合は利用契約者になることができません。
 - ① 補助開始、補佐開始又は後見人開始の審判を受けた者である場合
 - ② 刑法及び特別刑法等に該当する犯罪により、有罪判決を受けたことがある者である場合
 - ③ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である場合
 - ④ 反社会的勢力に自己の名義を利用して利用契約者になろうとしていると疑われる場合
 - ⑤ 本施設及び本件サービスを反社会的勢力の活動のために利用しようとしている場合
 - ⑥ 利用契約者になろうとする者が、過去7年以内（入会申込日を起算日として7年以内）に破産、民事再生手続き開始、特別清算手続き開始又は会社更生手続き開始の決定を受けたことのある場合
 - ⑦ 本利用規程のほか、サービス提供者が定める入会申込書、各種契約約款などの内容を理

解することが困難であるとサービス提供者が判断した場合、又は、本利用規程等に定められている順守事項もしくは禁止事項を順守しようという認識を欠いており、他の会員による施設利用を阻害する可能性があるとしてサービス提供者が判断した場合

- ⑧ マルチネットワーク商材を取り扱った事業を営んでいる場合
- ⑨ その他利用契約者が本施設及び本件サービスの提供を受けるには不相当とサービス提供者が判断した場合

第4条（利用期間）

1. 利用契約者は、本施設及び本件サービスを、1か月単位の月極め（1日から末日、なお初月はサービス提供者が承認した利用開始日から月末まで）で利用することができます。
2. 利用契約者の当初の利用期間は、サービス提供者が承認した利用開始日からその翌月末日までとします。また、利用期間は、本利用規程第14条第1項に従い利用終了手続きが行われない限り1ヵ月毎に自動更新され以後同様とします。

第5条（利用開始手続き）

1. 本施設及び本件サービスの利用を希望する場合は、本利用規程を理解の上、サービス提供者が指定する利用申込書及び各種書類に必要事項を記載し署名捺印の上、次のいずれかの本人確認書類と併せて、サービス提供者に提出するものとします。
 - ① 運転免許証（現住所記載）の写し
 - ② ①を保有していない場合は健康保険証・住民基本台帳・印鑑証明書（発行日から3か月以内）のいずれか1点の写しと顔写真
 - ③ 住民票（発行日から3か月以内）
2. 利用契約者はサービス提供者から貸与された物を第三者に対して又貸し、譲渡、複製等してはなりません。

第6条（利用時間及び利用料）

1. 本施設は、祝祭日、年末年始を終日定休日、平日の午前9時から午後11時並びに土曜日及び日曜日の午前10時から午後23時までを営業時間（以下「営業時間」といいます。）とし、サービス提供者は、利用契約者に対し、営業時間に本施設及び本件サービスを提供するものとします。なお、サービス提供者は営業時間の変更が可能で実施する場合、利用契約者に対しその旨を告知するものとします。
2. 利用契約者は、利用申込みの際に選択した利用プラン（以下「利用プラン」といいます。）に従い、本施設及び本件サービスを利用することができるものとし、利用プランごとに定める利用料（以下「利用料」といいます。）をサービス提供者に対し支払うものとします。なお、スポット利用の利用料については、利用開始後に利用時間に応じた利用料を、サービス提供者が指定する方法で支払うものとします。

利用プラン	利用可能時間	利用料
DAYメンバー	平日10時から19時	12,000円/月（税抜金額）

NIGHT メンバー	平日 10時から 23時	15,000 円／月 (税抜金額)
FULL メンバー	平日, 土曜日及び日曜日 10時から 23時	18,000 円／月 (税抜金額)
スポット利用	平日, 土曜日及び日曜日 10時から 23時	500 円／1 時間 (税抜金額)

3. スポット利用以外の利用契約者は、自己の属する利用プランに定める利用可能時間外に、本件サービスの利用を希望する場合には、1 時間の利用ごとに 500 円 (税抜金額) の時間外利用料 (以下「時間外利用料」といいます。) を支払うことで、本サービスを利用することができます。なお、支払方法は、サービス提供者が指定する方法で支払うものとします。
4. サービス提供者は、本条に定める利用料及び時間外利用料について、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。
5. スポット利用の場合を除き、利用料は前払いとします。初回の利用料は、それぞれサービス提供者が承認した本施設利用開始日及びサービス提供者が承認した本件サービス利用開始日までに、当該利用開始日から月末までの初月分と次月分を合わせて支払うものとします。自動更新がなされる場合の支払いについては、サービス提供者の指定する方法にて支払うものとします。
6. 利用料及び本件サービスのうち有償で提供されるサービスの利用料 (以下、総称して「各種利用料金」といいます。) の支払方法は、サービス提供者指定の支払方法によるものとし、支払いに関する手数料は利用契約者の負担とします。
7. サービス提供者は、利用契約者に対し、各種利用料金の請求書を利用契約者の請求があった場合に限り、サービス提供者指定の方法にて発行するものとします。
8. 各種利用料金は、サービス提供者の判断により利用契約者へ 3 か月以前に通知する事により改定できるものとします。利用契約者はサービス提供者提示の料金改定に応じるものとし、利用契約者が料金改定に応じない場合は、サービス提供者が料金改定を通知した 3 か月経過後の末日をもって利用終了となります。
9. 利用契約者が、各種利用料金の支払いを怠った場合は、本施設及び本件サービスの利用を停止するのみならず、支払期日の翌日から支払が完了するまでの間、請求額に対し 1 日当たり 0.05% の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

第 7 条 (消費税率又は地方消費税率の変更)

利用契約者は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、本規約において定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他の税込価格についても同様とします。

第 8 条 (インターネット環境提供サービス)

1. サービス提供者は、利用契約者に対し、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします (以下本条に定めるサービスを「インターネット環境提供サービス」といいます。)

2. 利用契約者が、サービス提供者が提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
 - ①インターネット上のウェブサイトの適合性
 - ②インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - ③インターネット上のエラーや不具合
 - ④インターネットの利用不能により生じた損害
 - ⑤インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
 - ⑥インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
 - ⑦その他前各号に関連するトラブル等
3. サービス提供者は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。
4. サービス提供者が利用契約者に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより利用契約者に損害が生じた場合でも、その損害を賠償することを要しないものとします。

第9条（コピー・FAX複合機利用サービス）

1. 利用契約者は、サービス提供者が本施設に設置するコピー・FAX複合機（以下「複合機」といいます。）を、サービス提供者が定める方法に従い利用することができます。
2. 利用契約者は、複合機を利用する場合、サービス提供者が定める複合機利用料を支払うものとします。
3. 利用契約者は、故意又は過失により複合機を毀損、汚損、紛失等した場合、サービス提供者にその損害の賠償をしなければならないものとします。
4. 利用契約者が複合機を利用するにあたり、利用契約者の操作ミス、複合機の利用不能、故障、その他サービス提供者の責によらず複合機が利用できなかったため、利用契約者に損害が生じた場合でも、サービス提供者は利用契約者に対してその損害を賠償することを要しないものとします。

第10条（イベント・セミナー等の開催）

1. サービス提供者は、本施設において、サービス提供者又はサービス提供者の委託先が主催するイベント、セミナー等（以下「イベント等」といいます。）を開催することができるものとします。
2. サービス提供者又はサービス提供者のイベント等開催により、利用契約者の本件サービスの利用に支障が生じる場合には、サービス提供者はイベント等開催前に速やかに、当該イベント等の内容、開催日時を利用契約者に対して告知するものとします。
3. 利用契約者は、有償のイベント等を開催する場合、サービス提供者が定める利用料（以下「イベント利用料」といいます。）を、サービス提供者が指定する期日及び指定する方法にて支払うものとします。なお、利用契約者がイベント利用料を期日までに支払わない場合には、サービス提供者はイベント等の開催の承認を取り消すことができます。

第 11 条（貸与品等）

1. サービス提供者は、利用契約者に対し、雑誌や書籍等の日用品（以下「日用品」といいます。）及びモニターやキーボード等の貸与品（以下「貸与品」といいます。）を利用契約者の求めに応じて利用させ又は貸与するものとします。
2. サービス提供者は、日用品及び貸与品を利用契約者に利用させ又は貸与する場合は、事前に有償又は無償である旨を通知するものとします。
3. 利用契約者は、日用品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管又は使用するものとし、万一毀損又は滅失した場合には、同等の代品を返還し、代品が入手できない場合は、サービス提供者に対して損害賠償の責めを負うものとします。
4. 利用契約者は、日用品又は貸与品について瑕疵があることを発見した場合は、直ちにサービス提供者に報告しなければならないものとします。
5. 利用契約者は、日用品及び貸与品を、使用又は借受けた日中に、使用終了後、利用契約者の負担にてサービス提供者の指定する場所に返還するものとします。
6. 利用契約者は、サービス提供者に対して、サービス提供者から有償で日用品又は貸与品を使用又は借受けた場合、使用終了後に各日用品又は貸与品に応じてサービス提供者が定めた使用料を、サービス提供者が指定する方法で支払うものとします。

第 12 条（名刺等の預け入れ）

1. 利用契約者は、サービス提供者に対して、名刺等のサービス提供者が指定する物（以下「寄託物」といいます。）を預け入れることができるものとします。
2. サービス提供者は、前項に基づいて受け取った寄託物を利用契約者の求めに応じて返却するものとします。
3. サービス提供者は、サービス提供者の故意又は重過失により寄託物に滅失、毀損等の損害が生じた場合に限り、滅失又は毀損した寄託物相当額の賠償の責めを負うものとします。
4. 利用契約者による本施設及び本件サービスの利用が終了した場合、サービス提供者は、寄託物を利用終了日より 3 日間保管し、その保管期間内に利用契約者から返却の求めがない場合は、利用契約者が寄託物の所有権を放棄したものとみなして廃棄処分するものとします。なお、廃棄処分費用は利用契約者の負担とし、利用契約者はサービス提供者の請求に従い、その費用を支払わなければならないものとします。

第 13 条（その他サービスの提供）

1. サービス提供者は、利用契約者に対して、本利用規程の定めるサービスの他、有償又は無償でサービスを提供することができるものとします。
2. 利用契約者は、サービス提供者から有償でサービスの提供を受けた場合には、各サービスに応じてサービス提供者が定めたサービス提供料を、サービス提供者が指定する方法で支払うものとします。

第 14 条 (利用終了手続)

1. 利用契約者は、本施設及び本件サービスの利用を終了するときは、利用を終了する月の 1 か月以上前に、サービス提供者が指定する方法により利用終了手続を行うものとします。
2. 本施設の利用終了後に施設内に利用契約者が置き忘れ、又は残置した物品があるときは、サービス提供者は本施設から当該物品を撤去します。サービス提供者は、撤去した当該物品を利用終了日より 3 日間保管し、その保管期間内に物品の受け取りがない場合は、利用契約者が物品の所有権を放棄したものとみなして廃棄処分するものとします。なお、廃棄処分費用は利用契約者の負担とし、利用契約者はサービス提供者の請求に従い、その費用を支払わなければならないものとします。

第 15 条 (禁止事項)

本施設及び本件サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を禁止します

- ① 本施設内に居住又は宿泊し、本施設を営業用の店舗として使用すること
- ② 本施設を各種教室、カウンセリング、占い、美容サロン、集会所として使用すること
- ③ 定められた場所以外で喫煙すること
- ④ 本施設内に火災や爆発を発生させる恐れのある物品又は不潔な物品を持ち込むこと
- ⑤ 本施設内での楽器の演奏又は音響機器の使用、大声での会話、放歌高吟など、他の利用契約者に迷惑のかかる行為を行うこと
- ⑥ 本施設内でアニメや映画その他の動画を他の利用契約者に迷惑を及ぼす音を出して鑑賞すること
- ⑦ 本施設内にペットを含む鳥獣類を持ち込むこと
- ⑧ 本施設内で、わいせつ・性的行為、暴力的行為を行うこと
- ⑨ 本施設内に新たに錠やカメラその他機器を設置したり、無断で施設の錠や設備機器等を改造・交換・複製したりすること
- ⑩ 本施設内において撮影された画像や動画、サービス提供者の使用する画像や動画を無断で使用すること
- ⑪ 本施設内で印刷物を配布又は物品を販売し、もしくは看板を掲示又は設置すること（ただし、サービス提供者の許諾を得ている場合を除く）
- ⑫ 本施設内に現金や貴金属その他高価な物品を置いたまま不在にすること
- ⑬ 利用契約者以外をワークスペース内に入室させること
- ⑭ 過重量物、発火性の強い物、悪臭を放つ物等の持ち込み、その他本施設保存上有害な行為をすること
- ⑮ 本利用規程第 1 条に定める利用目的以外の目的で本施設及び本件サービスを利用すること
- ⑯ その他サービスを提供が不相当と判断する行為を行うこと

第 16 条 (利用停止)

1. 利用契約者が本利用規程第 6 条に従い利用料を支払わなかった場合は、前納された利用料の最終月の末日をもって本施設の利用が終了するものとし、本件サービスのうち有償で提供さ

れるサービスの利用料の支払いを怠ったときは、自動的にサービスの提供を終了するものとします。

2. 利用契約者は、次のいずれかの事由が生じた場合は、サービス提供者が利用契約者に対し何らの通知・催告を要せずに直ちに本施設及び本件サービスの利用を停止することを了承するものとします。この場合、既に支払われた利用料については返金されないものとします。なお、本条による利用の停止は、サービス提供者の利用契約者への損害賠償請求を制限するものではありません。
 - ① 入会申込書その他各契約書の内容に虚偽の記載があった場合
 - ② 利用契約者の行為が他の利用契約者及びサービス提供者に著しく迷惑を及ぼすとサービス提供者が判断した場合
 - ③ 利用契約者に警察の介入を生じさせる行為があった場合
 - ④ 利用契約者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）であることが判明した場合
 - ⑤ 反社会的勢力である者を反復、継続して出入りさせ、他の利用契約者の平穩を害する恐れのある行為があった場合
 - ⑥ 本利用規程に違反する行為があり、サービス提供者が違反行為の中止又は是正を求めたにもかかわらず、利用契約者がこれに応じない場合
 - ⑦ 利用契約者が死亡又は所在不明となった場合
 - ⑧ 風俗営業、性風俗関連特殊営業又はそれに類する営業を営んでいる場合
 - ⑨ 賭博、覚せい剤の使用・販売等の犯罪を行う場所として使用している場合

第 17 条（一時中断及び利用制限）

サービス提供者は、下記の事由により、事前に告知することなく一時的に本施設又は本件サービスの利用中断や利用制限を行う場合があります。この場合、利用契約者はサービス提供者に対し、損害賠償請求その他名目の如何を問わず一切の金銭を請求することはできないものとします。

- ① 設備の保守、点検、修理その他管理上の措置を行う場合
- ② 火災、停電等により本施設又は本件サービスの提供ができなくなった場合
- ③ 天変地異、テロなどにより本施設又は本件サービスの提供ができなくなった場合
- ④ その他本施設又は本件サービスの提供を一時中断、利用制限せざるを得ない場合

第 18 条（施設及び設備の仕様変更）

サービス提供者は、本施設の移転を含め、内装やレイアウトの変更、設備や機器の変更など、利用契約者への通知なしに本施設の仕様の変更をできるものとします。

第 19 条（本施設及び本件サービスの終了）

1. 都市計画決定又は収用等により本施設の利用が制限され、本施設の維持存続が困難となった場合、又は本施設の建物所有者（又はその代理人もしくは転貸人）とサービス提供者との間で締結されている賃貸借契約が終了する場合は、サービス提供者は 2 か月以上前に利用契約

者に通知のうえ、本施設及び本件サービスの提供を終了させることができるものとします。この場合、利用契約者はサービス提供者に対し、損害賠償請求その他名目の如何を問わず一切の金銭を請求することはできません。

2. 利用契約者は、サービス提供者が、サービス提供者の都合により2か月以上前に本施設の利用及び本件サービスの提供の終了を通知したときは、その予告期間をもって本施設の利用及び本件サービスの提供が終了することを了承するものとします。この場合、利用契約者はサービス提供者に対し、損害賠償請求その他名目の如何を問わず一切の金銭を請求することはできないものとします。

第20条（免責事項）

1. サービス提供者が提供する複合機やインターネット環境提供サービスについて、天災地変、停電、通信事業者による通信遮断や通信障害、施設内に設置された配線及び機器等が原因による通信不具合が発生し、利用契約者に損害又は不利益が生じたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
2. 本施設内又は本施設の敷地内において、携帯電話その他の通信端末の電波受信状況により、利用契約者に損害又は不利益が生じたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用契約者が、他の利用契約者又は近隣居住者もしくは第三者との間で紛争が生じた場合は、利用契約者は自己の責任において処理解決するものとし、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
4. 本施設に設置のエアコンは集中管理方式による温度及び風量設定となり、季節や各室の広さや環境により適切な温度設定とならない事により利用契約者に不利益が生じたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

第21条（責任制限）

サービス提供者が本利用規程に関して負う責任は、本施設又は本サービスの利用に関連して、サービス提供者の故意もしくは重大な過失により発生した利用契約者の損害についてのみ、サービス提供者が当該利用契約者から過去1年間に受領したサービス利用料金を上限としてかつ直接損害に限るものとします。

第22条（反社会的勢力排除）

1. 利用契約者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

- ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 3. サービス提供者は、利用契約者が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに利用契約者の利用資格を剥奪することができます。
 4. 前項に定める解除は、サービス提供者の利用契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
 5. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、利用契約者は、サービス提供者に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができないものとします。

第23条（不可抗力）

天変地異，法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定，公権力による処分・命令，その他サービス提供者の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として，サービス提供者の業務が停止し利用契約者へ本件サービスの提供ができなくなった場合，これにより利用契約者に損害が生じたとしても，サービス提供者は一切の責を負わないものとします。

第24条（権利譲渡）

本利用規程に基づき発生した本施設及び本件サービスを利用する権利については，第三者に譲渡，貸与，担保提供することはできないものとします。

第25条（個人情報）

1. サービス提供者は，本施設及び本件サービスの申込又は利用等を通じてサービス提供者が知り得た利用契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について，「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し，善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用契約者は，利用契約者の個人情報をサービス提供者が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - ① 利用契約者より依頼を受けた各種サービスを当該利用契約者に対して提供するため
 - ② 本件サービスの運営上必要な事項を利用契約者に知らせるため

- ③ 本件サービスその他サービス提供者の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - ④ 本件サービスの利用状況や利用契約者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - ⑤ 関連サービスや商品の情報を提供するため
3. サービス提供者は、本件サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、サービス提供者は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用契約者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス提供者は利用契約者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
- ① 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - ② 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分又は法令により開示が必要とされる場合
 - ③ サービス提供者が本件サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第 26 条（規程の改定）

サービス提供者は、利用契約者の事前の了承を得ることなく本利用規程を随時変更することができるものとし、利用契約者はこれを承諾します。本利用規程の変更については、サービス提供者のホームページサイト又は本施設内に掲載した日より 7 日間が経過した時点で、効力を発するものとします。なお、利用契約者が本利用規程の変更後に本施設又は本件サービスを利用することにより、本利用規程の変更を承諾いただいたものとみなします。

第 27 条（協議事項）

本規約の解釈に疑義が生じ又は本利用規程に定めのない事由が生じた場合は、サービス提供者及び利用契約者は、協議の上、解決するものとします。

第 28 条（準拠法及び管轄）

1. 本施設及び本件サービスの利用に関するサービス提供者と利用契約者との間の契約の成立、効力等の準拠法は、日本法とし、準拠法の適用範囲について、当事者間に争いが生じた場合は、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本利用規程に関し、サービス提供者と利用契約者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 12 月 10 日制定